相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県大牟田市本町六丁目二番地一二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　廣瀬　六郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月一日

福岡県大牟田市正山町二六番地

相続財産管理人　竹本　安伸

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十六年九月一日

一、墳墓等の名称　西光寺墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　不詳

一　改葬を行おうとする者　東京都葛飾区四つ木一丁目二五番八号　天台宗　西光寺　代表役員　京戸　慈仁

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十六年九月一日

一、墳墓等の名称　川越聖地霊園

一、死亡者の本籍及び氏名　埼玉県朝霞市栄町五丁目一九五九番地　遠藤サク、埼玉県朝霞市栄町五丁目一九五九番地　遠藤藤太郎、東京都新宿区百人町四丁目八番　鈴木尹

一、墳墓等所在地　埼玉県川越市中福九五四番一

一、墳墓等の名称　新所沢青山霊園

一、死亡者の本籍及び氏名　埼玉県上福岡市新駒林一丁目六六九番地二　内田公男

一、改葬を行おうとする者　埼玉県川越市下老袋二七八番一　川越聖地霊園墓地管理者　田代惣平

無縁墳墓等改葬公告

西光寺墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十六年九月一日

一　墳墓等所在地　東京都葛飾区四つ木一丁目二五番八号

一　墳墓等の名称　西光寺境内墓地

一　死亡者の本籍及び氏名

①　東京都青梅市駒木町二―二〇　大杉俊夫

②　東京都多摩市諏訪二―三―三―一〇四　菅規子、黒柳秀子　昭和十二年六月二十七日没、黒柳勝弘　昭和十四年五月二十八日没、黒柳砿蔵　昭和二十年九月十七日没、黒柳充雄　昭和四十年四月十一日没、黒柳アキ　昭和四十年二月十七日没

③　東京都青梅市河辺町六―一四―四市営第二住宅二〇五号　久保田マサ、久保田ハツ　昭和二十年四月十五日没

④　東京都青梅市滝ノ上町一一一〇　清水リヨ、清水ハル　明治四十二年十一月二十七日没、清水タネ　大正八年六月十七日没、清水トミ　昭和二十一年十一月二十八日没、清水ウメ　昭和三十九年七月十九日没、清水重義　平成元年十二月二日没、清水リヨ　平成十七年十月二十九日没

⑤　東京都大田区大森西三―二一―一八〇七　番場きみ、番場佳子　昭和九年四月四日没、番場克己　昭和二十一年二月九日没、番場忠次郎　昭和二十三年一月十六日没

⑥　栃木県宇都宮市野沢町四七四　川上善男、川上武雄　昭和十三年三月四日没、川上スヰ　昭和十四年十一月十一日没

⑦　東京都昭島市拝島町三―一〇　三号棟三〇七号室　函宮イヨ、函宮亀太郎　昭和四十五年一月三日没

一、改葬を行おうとする者　東京都青梅市滝ノ上町一三五六　宗教法人東光寺　西田　敏彦

一　墳墓等の名称　西光寺墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　不詳

一　改葬を行おうとする者　東京都葛飾区四つ木一丁目二五番八号　天台宗　西光寺　代表役員　京戸　慈仁

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十六年九月一日

一、墳墓等の名称　東光寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名

①　東京都青梅市駒木町二―二〇　大杉俊夫

②　東京都多摩市諏訪二―三―三―一〇四　菅規子、黒柳秀子　昭和十二年六月二十七日没、黒柳勝弘　昭和十四年五月二十八日没、黒柳砿蔵　昭和二十年九月十七日没、黒柳充雄　昭和四十年四月十一日没、黒柳アキ　昭和四十年二月十七日没

③　東京都青梅市河辺町六―一四―四市営第二住宅二〇五号　久保田マサ、久保田ハツ　昭和二十年四月十五日没

④　東京都青梅市滝ノ上町一一一〇　清水リヨ、清水ハル　明治四十二年十一月二十七日没、清水タネ　大正八年六月十七日没、清水トミ　昭和二十一年十一月二十八日没、清水ウメ　昭和三十九年七月十九日没、清水重義　平成元年十二月二日没、清水リヨ　平成十七年十月二十九日没

⑤　東京都大田区大森西三―二一―一八〇七　番場きみ、番場佳子　昭和九年四月四日没、番場克己　昭和二十一年二月九日没、番場忠次郎　昭和二十三年一月十六日没

⑥　栃木県宇都宮市野沢町四七四　川上善男、川上武雄　昭和十三年三月四日没、川上スヰ　昭和十四年十一月十一日没

⑦　東京都昭島市拝島町三―一〇　三号棟三〇七号室　函宮イヨ、函宮亀太郎　昭和四十五年一月三日没

一、改葬を行おうとする者　東京都青梅市滝ノ上町一三五六　宗教法人東光寺　西田　敏彦

無縁墳墓等改葬公告

墓地環境整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十六年九月一日

一、墳墓等所在地　兵庫県加古川市平岡町山之上四三四―二

一、墳墓等の名称　正興寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　兵庫県加古川市平岡町山之上四三四　正興寺建設委員会　委員長　山本　卓良

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成26年9月1日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①日本ユニシス・ビジネス株式会社（ＵＢＫツーリスト）　②第三種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3―3582号　④日本ユニシス・ビジネス株式会社　東京都江東区豊洲一丁目1番1号　代表取締役　佐々木弘孝　⑤本社営業所　東京都江東区豊洲1丁目1番1号　⑥平成8年3月21日　⑧平成26年7月25日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都江東区豊洲一丁目1番1号　日本ユニシス・ビジネス株式会社　代表取締役　佐々木弘孝

無縁墳墓等改葬公告

宅地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十六年九月一日

一、墳墓等所在地　沖縄県中頭郡嘉手納町字水釜五六二―五番内

一、墳墓等の名称　不詳

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　沖縄県那覇市泉崎一丁目二一番一三号　沖縄土地住宅株式会社　代表取締役　竹野　一郎